

迎空海使としての遣唐判官高階遠成

西 本 昌 弘

はじめに

大同元年（唐の元和元年・八〇六）八月に唐から日本に向けて出航した空海は、同年一〇月には大宰府に帰着し、一〇月二二日付けで遣唐判官・大宰大監高階遠成に附して『請来目録』を上奏した。『高野雜筆集』上所収の「中冬霜寒し」ではじまる書状が、「使高判官」に附して表文を奉進したというのは、空海が高階遠成の遣唐使船に乗って帰国したことを示している。『橘逸勢伝』には、

大同元年、方元和元年八月□□、從^二遣唐判官正六位上高階真人遠成^一歸朝、とあり、橘逸勢も高階遠成の船に従って帰国している。古くから説かれているように、空海と橘逸勢は遣唐判官高階遠成の船に乗って帰国をはたしたと考えられる。

それでは、遣唐判官高階遠成はいつ唐に派遣されたのか。また、彼はどのような任務を負って渡唐したのか。これについては従来から議論があり、見解は定まっていない。本稿ではこれまでの研究史を追いながら、高階遠成の入唐時期とその任務を検討し、また延暦二四年太政官符の内容分析などを踏まえて、彼が空海を迎えるために派遣された

使節であつたことを論じてみたい。

一 高階遠成の派遣時期とその任務

高階遠成の渡唐年次は延暦二四年（八〇五）と考えるのが通説である。守山聖眞氏は延暦二四年六月に遣唐大使藤原葛野麻呂が帰国してまもなく高階遠成が派遣され、その年の年末には来唐し、長安に入京していたものであるとした。このとき空海と橘逸勢が遠成に帰朝を請うたため、遠成は唐帝に兩人の帰朝を請い、勅許になつたと論じている。⁽¹⁾ こうした考え方は、中村孝也・渡辺照宏・宮坂宥勝・宮崎忍勝・頼富本宏の各氏に継承されている。⁽²⁾

一方、古くから高階遠成の船は遣唐第四船であつたと推測されてきた。木宮泰彦氏は『日支交通史』上巻に所収の「遣唐使一覽表」中で、「空海・橘逸勢等が判官高階遠成と共に大同元年八月に帰朝してゐるのは第四船ならんか」と述べている。⁽³⁾ その後の遣唐使一覽表では多くこれと同様の見解がとられている。⁽⁴⁾

高階遠成の乗船と入唐時期について、最初に詳論したのは大庭脩氏である。⁽⁵⁾ 大庭氏は延暦二三年に出発した遣唐使の四船のうち、第三船と第四船は漂流し、新羅にその安否を尋ねているが、延暦二四年七月に判官三棟今嗣の乗った遣唐第三船が肥前国松浦郡庇良嶋より出発しているから、行方不明の第三船はその後日本近海に漂着し、改めて船の修繕などを行ったのちに出発したものと考えた。そうすると、高階遠成は第四船に乗っていたと考える他はなく、遠成の第四船は漂流・遭難したが、九死に一生を得て唐にたどり着き、大使葛野麻呂らの出発後に長安まで行ったのであろうと推測する。

その後、高階遠成の入唐時期あるいはその任務に関しては、以下の四氏が考察を加えている。まず、櫛田良洪氏によると、高階遠成は九州鎮守府に在位中^(ママ)忽々に遣唐使となり、ほとんど単独で秘かに入唐したという。唐では貞元

二一年（永貞元年・八〇五）正月に徳宗が崩御して順宗が即位したが、八月には憲宗が即位し、翌元和元年（八〇六）正月には太上皇順宗が急死した。この一大事に際して、慶意と弔意とを表するために高階遠成が派遣されたものであろうと論じている^⑥。

次に高木神元氏は、延暦二四年七月に肥前国庇良嶋を出帆して遭難した判官三棟今嗣の遣唐第三船に代わって、遣唐判官に急遽、高階遠成が任命されて派遣されたとし、『類聚国史』卷九九、叙位、大同元年二月壬申条に、

遣唐判官正六位上高階真人遠成授_二從五位上_一、遠成率爾奉_レ使、不_レ違_二治行_一、其意可_レ矜、故復命之日特授焉、とあり、「遠成は率爾に使を奉じて、治行（旅行の準備）に違あらず、その意矜むべし」とあるのが、そうした事情をうかがわせると述べる^⑦。また、『朝野群載』卷二〇、異国には、高階遠成に対する唐朝の位記を載せて、

日本国判官正五品上兼行鎮西府大監高階真人遠成

右可_二中大夫試太子中允_一、余如_レ故、

勅、日本国使判官正五品上兼行鎮西府大監高階真人遠成等、奉_二其君長之命_一、趨_二我会同之礼_一、越_二溟波_一而万里、献_二方物於三檢_一、所_レ宜_二褒奨_一、並錫_二班榮_一、可_レ依_二前件_一

大同元
元和元年正月廿八日

とあるが、ここにみえる「会同の礼」とは常期ではなく、事あるごとに来朝して礼謁することをいうから、高階遠成の入朝の目的は新たに即位した順宗への朝貢礼謁のためであつたろうと結論づけている。

高木説に対しては、武内孝善氏が批判を行っている^⑧。まず、高階遠成が三棟今嗣に代わって派遣されたとする、再度の派遣決定、派遣官の選定、遣唐船と国信物の準備などに時間を要し、七月中に出発できたとは思えない。このタイムリミットを過ぎると、延暦二四年の年末近くに長安に到着することは無理である。次に、新帝への朝貢使とし

て新たに派遣されたのであれば、その役割にふさわしい肩書をもって入唐したであろうが、今嗣・遠成の肩書はともに「遣唐判官」であり、新帝への朝貢礼謁使とは考えられない。さらに、会同の礼とは諸侯・臣下が朝廷に参上して天子に拝謁することであり、必ずしも新帝への礼謁を意味しない。武内氏は高階遠成の乗った船を遣唐第四船とみなし、この第四船は今嗣の第三船とともに、延暦二四年七月四日に肥前国庇良嶋を出帆したと考える。第三船が遭難したのに対して、第四船は幸運にも長安に至ったとみるのである。⁹⁾

さらに、飯島太千雄氏も高木説を批判して、次のように述べている。¹⁰⁾これまで日本は、中国の新帝の即位を祝つてそのつど朝献の礼をとってきたわけでもないのに、この時には矢継ぎ早に二度も派遣を試みている。このように無理をせねばならむ別の理由があったからで、それは唐の送使を送り届けるためではなかったか。

以上、高階遠成の遣使をめぐる研究史を振り返つてきた。高階遠成の派遣時期については、古くから藤原葛野麻呂の帰朝後まもなく発遣され、延暦二四年の年末頃に長安に到着したとされてきたが、葛野麻呂の長安出發後に長安に着いたとする大庭脩説、三棟今嗣の第三船に代わつて派遣されたとする高木神元説、今嗣の第三船とともに発遣されたとする武内孝善説などが唱えられている。このなかで私は、「遠成は率爾に使を奉じて、治行に違あらず」との記載から、遠成は三棟今嗣の遭難後に急遽発遣されたとする高木神元説にもっとも説得力があると思う。ただし「治行に違あらず」の「治行」は旅行の準備ではなく、地方官としての治績の意味である。遠成は大宰大監としての考課を中断して入唐したのであり、朝廷はそのことも考慮して遠成に従五位上を授けたとみるべきであろう。

遠成が三棟今嗣の第三船遭難後に出航していたとすると、年末までに長安にたどり着けないとする武内孝善氏の批判があるが、遠成が年内に長安に入っていない理由はない。遠成は唐朝から官位を与えられた元和元年正月二八日までに長安に着いていけばよいのである。最澄が乗船した遣唐第二船は延暦二三年七月六日に肥前田浦を

進発し、十一月一五日には長安に到着していた。この間四カ月余りである。元和元年の正月下旬に長安に着くためには、前年の延暦二四年九月中旬までに肥前を出発すればよい。九月なら出航準備に要する時間も確保できる。大宰大監の高階遠成が起用されたのは、大宰府からそのまま出発できる利点があったこともある。高木説に依拠した上で、高階遠成は三棟今嗣の第三船に代わって、延暦二四年九月中旬頃に肥前を進発したと考えたい。

高階遠成の乗った船は遣唐第四船であるとみるのが有力であるが、これについては確定的なことをいいにくい。第三船は破損したのであるから、第三船に代わる船は第四船がもつともふさわしい。しかし、六月に帰国した第一船や第二船を修理して利用した可能性は皆無ではない。遠成の乗船を第四船と明記する史料がない以上、第四船と断定するのは難しいであろう。

高階遠成の入唐目的については、徳宗崩御、憲宗即位への慶意と弔意を表するためとする櫛田説、新帝への朝貢礼謁であるとする高木説、唐の送使を送還するためとする飯島説などが唱えられている。櫛田説や高木説に対しては、武内氏や飯島氏の批判が有効であろう。慶弔使や朝貢礼謁使の場合、四位の遣唐大使クラスが派遣されるのが通常である。それに対して三棟今嗣や高階遠成は正六位上の遣唐判官であった。彼らが慶弔使や朝貢使として派遣されたとみるのは無理がある。また、中国皇帝の死去・即位に際して、日本は常に使者を派遣してきたわけではない。藤原葛野麻呂の遣唐使が帰国した直後に改めて遣使しているのは、慶弔使以外の理由を考えるのが穏当であろう。

正六位上程度の判官クラスで遣唐使となったのは迎使や送使の場合である。天平宝字三年（七五九）正月丁酉、正六位上高元度に従五位下を授け、迎入唐大使使とした。高元度は来朝した渤海使揚承慶らを送還し、渤海より唐に入って、藤原清河を迎えるため、総勢九九人の「単使」として派遣された。「単使」とは一隻の船で出発する使者を意味しよう。迎藤原清河使は渤海から唐に向かおうとするが、安史の乱後の混乱を恐れて、頭首の高元度ら一名のみ

が唐に向かい、判官内蔵全成らは渤海使高南申とともに日本へ帰った。高元度が唐の送使沈惟岳とともに天平宝字四年八月に帰国し、唐帝より兵器用の牛角を求められたことを報告すると、翌五年一〇月癸酉、仲石伴を大使とする遣唐使が任命された。しかし、天平宝字六年(七六二)四月に遣唐使船が難波江口で破損したため、使人を擲節して両船に限定し、判官正六位上中臣鷹主に従五位下を授けて送唐人使に任じ、正六位上高麗広山を副とした。この送使は結局渡海しなかった。宝龜九年(七七九)一二月には従五位下布勢清直を送唐客使とし、正六位上甘南備清野と従六位下丹治比浜成を判官とした。彼らは翌年五月に出発して唐使孫興進らを送り届け、六月には帰国している。

このように迎使や送使の場合、正六位上の官人に従五位下を授け、判官として一船または二船を率いて進発させた。これは正六位上・判官として入唐した高階遠成の場合と類似する。遠成は入唐にあたって正五位上を仮授された⁽¹⁾。その意味では、遠成を送唐客使とみる飯島太千雄説は一考の価値があるが、延暦遣唐使の帰国時に唐使が従ったのであれば、藤原葛野麻呂の報告中に明記されるはずである。また、遠成が唐客を送還したのであれば、元和元年正月二八日の官位授与時に言及があつてしかるべきであろう。したがって、高階遠成を送唐客使とみることはできない。送使でないとする、迎使であつたとみる他はない。注目すべきは次の史料である。

①『冊府元龜』卷九九九、請求

徳宗貞元二十年、日本国留任学生橋免執^(逸勢)、学同僧空海至、元和元年正月、司本国使判官高階真人^(八)遠成奏、前件学生等、芸業稍成、願^レ帰^二本国^一、使請^二與^レ臣同共帰国^一、從^レ之、

②『旧唐書』卷一九九上、東夷伝、日本

貞元二十年、遣^レ使来朝、留学生橋逸勢、学問僧空海、元和元年、日本国使判官高階真人上言、前件学生、芸業稍成、願^レ帰^二本国^一、便請^二與^レ臣同帰^一、從^レ之、

貞元二〇年（八〇四）に留学生橘逸勢と学問僧空海が来朝したが、元和元年正月に日本国使判官高階遠成が兩名の芸業に成果があり、帰国を願っているので、臣とともに帰国させたいと奏上して許されている。この史料を虚心に読めば、高階遠成は橘逸勢と空海を迎えるために派遣されたと考えられるのである。『性靈集』巻五に空海の「與_二本國使_一請_二共歸_一啓」と橘逸勢（空海代作）の「為_二橘學生_一與_二本國使_一啓」が収載されているため、守山眞聖氏の指摘以来、空海と逸勢が遠成に帰国を請うたため、遠成が唐帝に帰国を要請したと説かれているが、二つの啓は本人が帰国を望んでいることを証明するため、形式的に作成されたものである可能性が高い。

高階遠成の入唐が『冊府元龜』の請求条に記載されていることも重要である。日本からの通常の朝貢は『冊府元龜』の朝貢条に記されており、藤原葛野麻呂の入唐も朝貢条に、

（貞元）二十年十一月、渤海・新羅遣_レ使来朝、

十二月、南詔蛮・弥臣国・日本・吐蕃並遣_レ使来朝貢、

と明記されている。しかし、同書の朝貢条はこれに続けて、

順宗即位初、吐蕃使論悉諾等来朝献_二方物_一、

憲宗以_二永貞元年_一即位、十一月、南蛮及昆明・牂牁並遣_レ使来朝、

元和元年閏六月、吐蕃、八月、新羅・南詔蛮、（中略）各遣_レ使朝貢、

と書いており、順宗や憲宗の即位後に日本からの朝貢は記録されていない。このことから、高階遠成を順宗への礼謁使とみることは困難である。高階遠成は朝貢使ではなく、唐朝に特別の請求を行うために派遣されたのであり、その請求とは『冊府元龜』などに明記されているように、空海と橘逸勢の帰国を申請することであつたと考えられる。

二 延暦二四年太政官符と高階遠成

前述したように、高階遠成の日本出發が延暦二四年九月中旬頃であるとすると、看過できないのが延暦二四年太政官符の存在である。

〔本〕 政官符 治部省

〔密〕 学僧空海 俗名讃岐国多度郡方田郷戸主正六位
上佐伯直道長戸口同姓真魚

右、去延暦廿二年四月七日出家入〔唐〕、〔省〕

〔直〕 承知、〔依〕 例度之、符到奉行、

〔從〕 五位下守左少弁藤原貞副 朝臣(マヤ) 左大史正六位上武生宿祢真象

延暦廿四年九月十一日

この官符は中村直勝蒐集古文書の一つで、現在は大和文華館に所蔵されており。平安時代後期に書写された案文とみられている。¹²⁾ また、同じ官符の模本が野里梅園『梅園奇賞』二集(文政一一年刊)に収められている。こちらの模本には「太政官印」が五顆描かれており、冒頭余白に「石山寺什太政官符」との袖書が加えられている。¹³⁾

一方、『高野大師御広伝』や『弘法大師行化記』が引用する大同三年太政官符には、

(太政官符)

応_レ免_二課役_一度者一人、

留学僧空海、年卅五、讃岐国多度郡方田郷戸主正六位
上佐伯直道長戸口、同姓真魚、

右、得_二治部省解_一一_符、被_二太政官去延暦廿四年九月十一日符_一一_符、去廿三年四月(七日)出家入唐、宜_レ依_二得度_一

之者、仍今年夏季、応レ免レ課役申送者、省宜承知、(依例、)符到奉行、

(大同三年六月十九日)

とあり()内の字句は『弘法大師行化記』にのみみえるもの、延暦二四年九月一日官符の一部が「去廿三年四月(七日)出家入唐、宜レ依レ得度レ之」と引かれている。平安時代末期の弘法大師伝中に同様の字句が引用されていることから、現在に伝わる延暦二四年官符が実在した文書の写しである可能性は高いといえよう。ただし、伝本には誤写が多く、『弘法大師行化記』などに伝わる「去廿三年四月七日出家入唐」、「依レ得度レ之」という記事の方が正しい字句を伝えているものとみられる。¹⁴

空海の出家得度年をめぐる議論の際には、この延暦二四年官符に記される「去延暦廿三年(または廿二年)四月七日出家入唐」という一文、および『続日本後紀』承和二年三月庚午条の空海卒伝にみられる「年卅一得度」という記事が重要視され、空海は入唐直前の延暦二三年(または二二年)四月に得度したと考えられてきた。¹⁵

種々の弘法大師伝によると、空海の生年は宝亀五年(七七四)とされるから、延暦二三年(八〇四)に得度したのなら、たしかに三一歳の時のこととなる。『続日本後紀』空海卒伝は宝亀四年(七七三)生年説に立つから、これに従えば、空海が三一歳になるのは延暦二二年のことである。延暦二四年官符の文面について、「(延暦)廿三年出家入唐」と「延暦廿二年出家入唐」の両様の記載があるのは、空海の生年に両説が併存することに遠因があり、いずれにしても空海は三一歳で「出家入唐」したと考えられていたことを示している。空海の生年は種々の弘法大師伝により宝亀五年とするのが定説であるから、延暦二四年官符の本来の記述は「延暦廿三年四月七日出家入唐」であったとみて、論を進めてゆきたい。

最近、空海の得度・授戒年次を再検討した櫻木潤氏は、中世までの空海伝の記載、現存する空海戒牒文の内容など

にもとづき、空海は延暦一二年（七九三）に二〇歳で得度し、同一四年に二二歳で受戒したとする旧説の成り立つ可能性が高いことを論証した¹⁶。さらに、櫻木氏は平安時代初期までの得度・授戒制度の概要を跡づけた上で、入唐中の空海が身分証明書（公驗）発給の際に必要なとなったため、帰国した遣唐大使藤原葛野麻呂の計らいで、得度に関わる延暦二四年官符が唐へ届けられたものであると論じた¹⁷。

櫻木氏の一連の研究は空海の得度年次に関する近年の通説を覆すもので、私もその結論を支持するものである。櫻木氏の指摘を敷衍しながら、延暦二四年官符の機能について、以下に私見を述べてみたい。

延暦二年正月の最澄度縁（来迎院文書）は次のようなものである。

沙弥最澄、年十八、近江国滋賀郡古市郷戸主正八位下三津首淨足
戸口同姓広野、黒子、頸左一、左肘折上一

右、被_二治部省宝龜十一年十月十日符_一一偈、被_二大政官同月五日符_一一偈、近江国々分寺僧最寂死闕之替、応_二得度_一者、十一月十二日、国分金光明寺得度、

師主左京大安寺伝燈法師位行表

延暦二年正月廿日

大国師伝燈法師位行表

（以下略）

この最澄度縁と延暦二四年官符を比較すると、後者が通常の度縁でないことは明らかである。最澄度縁の冒頭には「沙弥最澄」の年齢・本貫・俗名・身体的特徴が列記され、そのあとに「近江国々分寺僧最寂死闕之替」という理由で、「応_二得度_一」と命じる宝龜一一年一〇月五日太政官符が引用されていた。これに対して、延暦二四年官符に空海の俗名・本貫が記される点は一致するが、冒頭に「留学僧空海」とあり、空海が留学僧であることを前提に作成されてい

る点が大きく異なる。また、得度の理由を記述するところにも「延暦廿三年四月七日出家入唐」とあり、すでに空海が出家しかつ入唐していることを前提に書かれている。さらに不可解なのが、度縁および得度を許可する官符ならば、「依_二得度_一」と書くべきところを、「依_二得度_一之」と記述する点である。延暦二四年官符は空海の度縁でも度縁発給を求める太政官符でもなく、留学僧空海が延暦二三年四月七日に出家者として入唐したことを証明する文書とみる他はないものである。

このように特異な文書の存在は、すでに諸氏によって指摘されているように、円珍が入唐時に所持した文書との関わりで理解することができる。⁽¹⁸⁾ 円珍が入唐に際して携帯していた文書に、⁽¹⁹⁾ ①嘉祥三年（八五〇）三月二日治部省牒と②嘉祥二年六月二日僧円珍僧位記（中務位記）がある。

①治部省 牒

延暦寺天台宗伝燈大法師円珍、年卅八 臘十九

右補_二充内供奉持念禪師_一、

牒、得_二玄蕃寮解_一称、僧正泰景等連状称、前件大法師、精_二通戒律_一、持_二念真言_一、苦節年深、勤行匪_レ懈、伏請准_レ勅、拳_二充内供奉持念禪師_一者、（中略）故牒、

嘉祥三年三月二日 少録従七位下江「大舫」

少丞正六位上田「秀道」

少輔従五位下藤「関雄」

②延暦寺天台宗伝燈法師位円珍

右可_二伝燈大法師位_一、

迎空海使としての遣唐判官高階遠成（西本）

勅、棲_レ山一紀、涉_二獵三藏_一、業履精勤、道心冲邈、宜_下加_二褒進_一、式光_中禪門_上、可_下依_二前件_一、主者施行_上、

嘉祥二年六月廿二日

中務卿四品兼行常陸国太守臣時康親王_(宣力)□

從五位上中務大輔臣並山王_奉

從五位下守中務少輔臣橋岑範_行

①は伝燈大法師円珍を内供奉持念禪師に補したことを示す文書であるが、実際に円珍が伝燈大法師に補任されたのは嘉祥三年六月一六日のことであり、末尾に署名を加えている藤(原)関雄が治部少輔に任ぜられたのは嘉祥四年二月八日のことである。したがって、①嘉祥三年三月二日治部省牒は実際には嘉祥四年二月八日以降に作成された文書である。②は円珍を伝燈大法師位に叙する文書であるが、円珍が同位を授けられるのは前述のように嘉祥三年六月一六日のことであり、署判を加える時康親王が中務卿となるのは嘉祥三年五月一七日のことである。③嘉祥二年六月二日僧円珍僧位記(中務位記)も実際は嘉祥三年六月一六日以降に作成された文書であることになる。④⑤の文書は事実とは異なる年紀をもった特異な文書であるといえよう。⁽²⁰⁾

円珍自身が①治部省牒に添書を加えて、

我_(臣)□任_二十禪師_一時、只有_二官省施行符_一、元来不_レ給_二牒身之驗_一、仍円珍入唐之日、奏_三請蒙_二給牒_一、右大臣藤原下、尽_レ力旁_二給之_一、大唐高官、無_二人不_レ愛_一、皆抄_二取之_一、温州刺史・越州副使、並写_二取此公驗及中務位記_一、覽者知_レ元、円珍記、

というように、内供奉十禪師に任命されたことを示す公驗は本人には支給されなかったから、円珍は証明書として唐に持参するため特別に申請し、おそらく入唐する嘉祥四年四月の直前に、右大臣藤原良房の尽力で異例の治部省牒な

どが発給されたのであった。実際の嘉祥三年六月一六日僧円珍僧位記（『平安遺文』卷九、四四六〇号）では「今授_二伝燈大法師位_一」とあるのに対して、^bでは「右可_二伝燈大法師位_一」と記すなど、本来の位記式をやや変形させた書式となっているのも、延暦二四年官符と通じるところがある。

以上のように円珍が入唐に際して所持した文書の存在は、延暦二四年官符の機能を考える際に大きな示唆を与える。延暦二四年官符を空海の度縁であるとか、度縁の発給を求めるとみるのは疑問で、これは空海が唐で用いるために発給された異例の文書であると考えた方が穏当であろう。

ここで想起されるのが、前述のように、遣唐判官高階遠成が日本を出発して唐に向かったのが延暦二四年九月中旬頃と考えられることである。延暦二四年官符の九月一日という日付は、この高階遠成の出発年月ときわめて近接する。高階遠成が空海を迎えるために派遣されたとなると、彼はこの延暦二四年官符を持参して入唐したとみるべきであろう。櫻木氏が指摘するように、この官符作成の背景に六月に帰国した遣唐大使藤原葛野麻呂の配慮があったことも想定しうる。

円珍は入唐して最初に正式の公験を台州府で受けるが、その公験には「日本国内供奉賜紫衣僧円珍」、「今年七月十七日離_二本国_一、至_二今年九月十四日_一、到_二福州_一」などと記されている。唐の州衙が発給する公験には、入唐僧の身分や本国出發日などが書かれていた点に注意される。櫻木氏が指摘するように、弘仁四年（八一三）以前の制度に基づき、受戒を終えた空海の度縁は破棄されていたと思われるから、入唐中の空海は身分や本貫を証明する文書を所持していなかった可能背が高い。²¹ 空海はすでに長安に入って修行中であるとはいえ、遣唐使葛野麻呂の一行は帰国したあとであるから、空海の帰国を万全ならしめるためには何らかの証明書が必要と考えられたのであろう。このため空海が得度した留学僧であり、延暦二三年四月七日に出家者として入唐したことを明記した官符が作成されたのである。

延暦二四年官符は空海の帰国申請が支障なく進むように作成された異例の文書であったということが出来る。

この太政官符は延暦二四年九月一日付けで作成され、馭使によって肥前国松浦郡付近で渡唐の準備をすませた高階遠成のもとに届けられたのであろう。延暦二四年官符はこうして遣唐判官高階遠成の手によって、唐の長安にいた空海のもとに運ばれたと考えられるのである。迎空海使として派遣された高階遠成は、元和元年正月下旬頃に長安に入り、唐の朝廷に空海と橘逸勢の帰国を請願した。これが認められ、空海らが長安を離れるのは二月初頭のこと⁽²²⁾で、三月には越州に入り、八月には日本に向けて出航するのである。

三 桓武天皇の病状と密教受法

それでは在唐わずか二年足らずで空海が呼び戻された理由は何であろうか。ここでは延暦二四年（永貞元年・八〇五）二月以降の空海の動きを、帰途につく遣唐使の動きおよび本国の情勢と対比しながら考察してみたい。この年の元日朝賀に参列し、徳宗が崩御すると、素服を著して喪に服した藤原葛野麻呂らの日本使人は、順宗即位後の二月一日に答信物と告身を賜り、「帰郷すべし」との勅を受けて、翌一日に長安をあとにした（『日本後紀』延暦二四年乙巳条、『請来目録』）。彼らは五月一八日に明州鄞県より出航し、六月五日に対馬島下県郡に到着した。

一方、空海は葛野麻呂らの遣唐使が長安城を出立した二月一日に、西明寺のなかの永忠の故院に留住した。空海の『請来目録』には、

（延暦）廿四年仲春十一日、大使等旋^二勅本朝^一、唯空海孑然、准^レ勅、留^二住西明寺永忠和尚故院^一、

とあり、空海は桓武の勅により、かつて永忠が住んだ西明寺内の一院に入ったという。空海の入唐留学の背景に桓武の強い意向があったことをうかがわせる。空海は城中の諸寺を周遊して明德を探し求めたところ、幸いにして青龍寺

灌頂阿闍梨惠果和尚に巡り会い、惠果を師主と定めた。こうして惠果から真言密教を学んだ空海は、六月上旬には学法灌頂壇に入り、七月上旬には金剛界大曼荼羅に臨み、五部灌頂を受法した。さらに八月上旬に伝法阿闍梨位の灌頂を受けた空海は、惠果より本郷へ帰り、海内に流伝せんことを求められた。青龍寺において修行をはじめてから半年ほどで、空海の前には帰国および本国での布教の可能性が現実味を帯びて迫ってきたのである。

空海が伝法灌頂を受法していた頃、日本では桓武天皇の病状が進んでいた。前年の一二月丙寅(二五日)に「聖体不予」のことが伝えられて以来、桓武は病床に就いたようで、延暦二四年の元日朝賀も「聖体不予」のため廃朝とされた。表1にみられるように、その後も桓武の病気を思わせる記事が続き、淡路に寺を建てるなど崇道天皇の怨霊を慰める措置が相次いでとられている。二月には「聖体不予」のため、石上社の兵仗を本社に返納し、諸国国分寺で薬師悔過を行わせた。正月から五月にかけては、宿侍の僧侶・官人や侍医に対する賜物の記事が散見する。四月乙巳(六日)には天皇は皇太子以下、参議以上を召して、後事を託している。五月己卯(二一日)には桓武の平善を祈願して、紀伊国伊都郡に三重塔を建立させている。翌大同元年(八〇六)の元日朝賀も「聖体不予」のため廃朝とされ、この年三月一七日に桓武は崩御した。延暦二三年の年末以降、桓武の病状は次第に進行していったのである。

そのような状況のなか、延暦二四年六月に遣唐使の一行が帰国する。帰国直前に越州府の峰山道場において順曉から密教の灌頂を伝授された最澄が帰国すると、桓武は最澄にたびたび修法を行わせるようになった。『日本後紀』延暦二四年八月乙巳(九日)条には、「是日、請_二入唐求法僧最澄於殿上_一、悔過読経、最澄献_二唐国仏像_一」、同年九月壬午(二七日)条には、「令_下僧最澄_一於_二殿上_一行_中毘盧舎那法_上」_{とあり、最澄を殿上に招いて、悔過読経や毘盧舎那法を行わせている。毘盧舎那法とは、次に掲げる円澄卒伝からみて、密教による灌頂儀礼であったと考えられる。}

『続日本後紀』天長一〇年一〇月壬寅条の円澄卒伝には、

表1 桓武天皇不予関係記事（延暦23年末～同24年末）

年月日	記事
延暦23年12月25日	聖体不予。平城七大寺に綿を賣らし誦経せしむ。また旧都の飢乏道俗に賑恤を行う。崇道天皇のため淡路国に寺を建てる。
延暦24年正月1日	聖体不予のため廢朝。
正月14日	平明に皇太子を召す。林下に召し勅語。参議を任命。大法師勝虞に請い鷹犬を放却。宮中・春宮坊等で大般若經を読む。小倉を靈安寺に造り、稻綿を収める。神靈の怨魂を慰めるため。
正月28日	御葉に供奉し昼夜怠らざる吉水神徳らに叙位。
2月10日	御体不常のため、石上神宮の兵仗を本社に返し収めしむ。
2月19日	聖躬未平のため、諸国国分寺で薬師悔過を行わしむ。
3月2日	宿侍の僧と五位以上に被衣を施し賜う。
3月27日	殿上において灌頂法を行う。
3月30日	五百枝王ら藤原種継事件の連座者の罪を免し、入京を許す。
4月3日	侍医等に衣・絁・布を賜う。
4月5日	崇道天皇のため諸国に小倉を建てて正税四〇束を収め、国忌・奉幣の例に預らしむ。
4月6日	皇太子以下参議以上を召し、後事を託す。
4月10日	兵仗殿の鎰を東宮に賜う。
4月11日	改葬崇道天皇司を任命。
5月1日	侍従・侍医等に衣を賜う。
5月11日	聖躬平善を祈り、聽福を紀伊国伊都郡に遣わし、三重塔を建立せしむ。
8月9日	入唐求法僧最澄を殿上に請いて悔過・読経せしむ。
9月17日	僧最澄をして殿上で毘盧舍那法を行わしむ。
9月25日	崇道天皇のために一切経を写さしむ。
9月28日	前殿において読経三日。
12月14日	僧と宿侍五位以上に大袍を賜う。

（出典はいずれも『日本後紀』）

(延暦二四年) 六月、大唐使帰朝、秋八月宣_レ勅、令_下二最澄師一修_中入唐所_レ受灌頂秘法_上、是大法師修円・勤操等七人為_二受法弟子_一、於_二清瀧峯高雄寺_一、奉_二為桓武天皇_一、修_二毘盧遮那秘法_一、法師亦在_二其中_一、共稟_二灌頂三摩耶戒_一、是則本朝灌頂始興之日也、

とあり、同年八月、最澄が唐で受法してきた灌頂秘法を修するよう勅命が下った。こうして最澄は修円・勤操らの七人と円澄を受法弟子として、九月一日に高雄山寺において桓武天皇のために毘盧舍那法を修したのである。これが本朝における灌頂始興の日であったという。同じ事実を述べる『叡山大師伝』は、桓武の勅を奉じた和氣弘世が「真言秘教等、未_レ得_レ伝_二此土_一、然最澄闍梨、幸得_二此道_一、良為_二国師_一」として、諸寺の智行兼備者に対して灌頂三摩耶(戒)を受法させるよう命じたという。

最初の灌頂受法に関わる同年八月二十七日の内侍宣(『顕戒論縁起』上、『叡山大師伝』)によると、「朕が躬を守護する」石川・櫻生の二禪師(勤操と修円)に対して、「朕が躬に相代りて」最澄から「無畏の胎訓」(密教)を受法することが命じられた。さらに九月上旬には、同じく和氣弘世が勅を奉じて、最澄に命じて「朕の為に」重ねて灌頂秘法を修行することとし、平安京西郊(『伝述一心戒文』下では「野寺西野」)に壇場を創建し、修円・勤操らに灌頂を受法させた。九月一六日には灌頂を受法した諸寺の大徳八人に伝法の公験が与えられている。

このように遣唐使が帰国した延暦二四年六月以降、桓武は最澄にたびたび密教の灌頂を行わせ、桓武の身代わりの修円・勤操ら諸寺の大徳に灌頂を受法させた。「朕が躬に相代りて」とあり、「桓武天皇の奉為に」とあることから、このころ病状の芳しくなかった桓武のために、その平復を祈る意味も込めて灌頂が行われたものと考えられる。最澄が桓武のために真言の修法を行っていた八月頃、空海はちょうど恵果から伝法灌頂の受法を終えていた。長安における空海の動向は書状などにより、本国にも伝えられていたであろう。

病氣平癒のために密教の灌頂を重視する桓武とその朝廷が、本格的な真言密教を学び伝法灌頂を会得した空海を、早急に帰国させたいと考えたとしても不思議はあるまい。空海の修学状況を把握していた遣唐大使藤原葛野麻呂が六月に帰国すると、いち早く空海の召還を上申した可能性もある。前述のように、七月四日に肥前国庇良嶋を出帆して遭難した第三船の判官三棟今嗣も、空海を迎えるために派遣された使者であったと推測される。

延暦二四年六月五日に藤原葛野麻呂の第一船が対馬に帰着したのち、七月四日に三棟今嗣の第三船が肥前を出航し、九月中旬に高階遠成が出航するなど、時間的なゆとりのないなかで相次いで遣唐使が派遣されたのは、派遣を急がねばならない理由が存在したためであろう。延暦二三年の年末以降、桓武の病状が刻々と進行してゆき、翌年六月に帰国した最澄にたびたび真言修法を行わせていることを思うと、三棟今嗣や高階遠成は桓武の病状との関係で、空海を早急に帰国させるために派遣された使者であったと考えざるをえないのである。

おわりに

以上に述べてきたことを要約すると、次のようになる。

一、遣唐判官高階遠成は三棟今嗣の第三船が遭難したのち、これに代わって延暦二四年（八〇五）九月中旬頃に肥前国松浦郡付近を出航し、翌大同元年（唐の元和元年・八〇六）正月下旬頃に長安に到着したと考えられる。遠成は唐の順宗あるいは憲宗への朝貢礼謁使ではなく、空海と橘逸勢を帰国させるための迎使であった。

二、延暦二四年九月一日太政官符は空海の度縁もしくは度縁発給を申請する官符と考えられているが、その書式は最澄の度縁などとは大きく異なる。この官符は空海が留学僧であることを前提に、延暦二三年四月七日に「出家入唐」（出家者として入唐）したことを証明する文書で、唐に滞在中の空海が支障なく帰国できるように、日本の朝

廷が作成した異例の文書である。この官符は作成直後に出航した高階遠成に託されて、長安にいた空海に手渡されたものと考えられる。

三、空海が長安青龍寺の恵果に師事して密教を学び、伝法灌頂を受法した延暦二四年八月頃、本国では桓武天皇の病状が進み、六月に帰朝した最澄に命じて密教の灌頂修法が行われていた。灌頂受法により病氣回復を祈る桓武とその朝廷は、空海の早期帰国を実現するため、迎空海使として遣唐判官の三棟今嗣を派遣し、今嗣が遭難すると、大宰大監の高階遠成を急遽遣唐判官に任命して入唐させた。

最澄の高弟光定が著した『伝述一心戒文』中には、

延暦年中、桓武皇帝、詔^二最澄・空海両師^一、天台・真言両宗、訪^二於大唐^一、求^二於西隣^一、法施恩秀^二万歳^一、護国用足^二古今^一、

とあり、桓武は最澄と空海にそれぞれ天台と真言の両宗を大唐・西隣に訪ね求めさせたという²⁶。空海に連なる真言宗の文献ではなく、最澄の天台宗に属する光定の著作にこのように記されていることは注目に価する。

空海は渡唐直前に慌ただしく得度したのでもなく、遣唐使の欠員補充にたまたま選ばれて入唐したのでもない。大で修学したのち、二〇歳で得度、二二歳で受戒し、三一歳になるまで学識と経験を積んだ官僧として、桓武から真言の修学と将来における布教とを期待されて入唐した可能性が高いのである。

従来の研究では延暦二四年太政官符の解釈と、おそらく同官符の誤解釈にもとづき文を成した『続日本後紀』空海卒伝とに依拠して、入唐以前の空海の経歴に関しては、きわめて消極的な見方が行われていたが、こうした考え方は根本的に再考する必要があるであろう。遣唐判官高階遠成が迎空海使の役割をもって渡海した背景には、空海が真言求法の留学僧として期待を込めて送り出され、彼の帰国を桓武の朝廷が待ち望んでいたという事実が存在していたも

のと考えられる。

注

- (1) 守山聖眞『文化史上より見たる弘法大師伝』(国書刊行会、一九七三年復刻。原本は一九三二年刊行)二二一～二二六頁。
- (2) 中村孝也『弘法大師伝』(弘法大師千百年御遠忌記念会、一九三四年)六八～六九頁、渡辺照宏・宮坂宥勝『沙門空海』(筑摩書房、一九九三年。初版は一九六七年)一〇二～一〇三頁、宮崎忍勝『空海の入唐とその前後』(『空海入唐』美乃美、一九八四年)一〇四頁、頼富本宏『平安のマルチ文化人空海』(日本放送出版協会、二〇〇五年)八二頁。
- (3) 木宮泰彦『日支交通史』上巻(金刺芳流堂、一九二六年)
- (4) 佐伯有清『最後の遣唐使』(講談社、一九七八年)、『日本史総覧』I(新人物往来社、一九八三年)、『国史大辞典』第五卷(吉川弘文館、一九八五年)、茂在寅男『遣唐使概観』(『遣唐使研究と史料』東海大学出版会、一九八七年)、東野治之『遣唐使船』(朝日新聞社、一九九九年)、同『遣唐使』(岩波書店、二〇〇七年)。
- (5) 大庭脩『遣唐使の告身と位記』(『古代中世における日中関係史の研究』同朋舎出版、一九九六年。初出は一九六〇年)。備前有隆『高階遠成の船は藤原葛野麻呂の第四船』上下(『高野山時報』二五五八・二五五九、一九九〇年)は大庭説に従い、高階遠成の船は第四船であったとする。また佐伯有清『若き日の最澄とその時代』(吉川弘文館、一九九四年)二三三頁も、高階遠成を船頭とする第四船は難航のすえ、かなり遅れて唐に着岸したようであると述べる。ただし佐伯氏は、遠成は延暦二四年の末年頃に長安に入ったと考えている。
- (6) 櫛田良洪『帰国をめぐる問題』(『空海の研究』山喜房仏書林、一九八一年)二四七～二四九頁。
- (7) 高木神元 a 『兜率の山・高野への歩み』(『高野山 その歴史と文化』宝蔵館、一九八四年)一一八～一一九頁。同 b 『空海生涯とその周辺』九四～九五頁。
- (8) 武内孝善『帰国の船をめぐる』(『弘法大師空海の研究』吉川弘文館、二〇〇六年。初出は一九九六年)。
- (9) 上田雄『遣唐使全航海』(草思社、二〇〇六年)も、遠成の第四船が今嗣の第三船とともに延暦二四年七月に渡唐したとする説を採用している。
- (10) 飯島太千雄『空海入唐』(日本経済新聞社、二〇〇三年)二四六～二四七頁。

- (11) 大庭脩注(5) 論文。
- (12) 中村直勝博士古稀記念会編『中村直勝博士蒐集古文書』(一九六〇年)。
- (13) 延暦二四年官符の書誌的特徴については、上山春平『空海』(朝日新聞社、一九九二年)、東野治之「大和文華館所蔵の延暦二四年官符」(『大和文華』一〇四、二〇〇〇年)などを参照。
- (14) 延暦二四年官符には「依例度之」と書かれているが、「例」と「得」のくずし字は似ているので、本来は『弘法大師行化記』などにみえるように「依得度之」と記されていたと判断する。
- (15) 最近の代表的な見解として、次の三氏のもの为例示する。高木神元氏は目前に迫った遣唐使の欠員補充のため、延暦二三年正月に得度し、四月に受戒したとし(高木「空海の「出家入唐」」『空海思想の書誌的研究』宝蔵館、一九九〇年、同注(7) b 著書)、牧伸行氏は延暦二二年四月に得度したが、度縁の発給が翌々年まで遅れたとみる(牧「入唐前の空海」『鷹陵史学』二五、一九九九年)。武内孝善氏は官僧の資格を満たすため、延暦二二年四月に慌ただしく得度したと述べている(武内「空海の出家と入唐」『弘法大師空海の研究』前掲)。
- (16) 櫻木潤「空海の得度・受戒年次をめぐって―三十一歳説の再検討―」(『続日本紀研究』三六七、二〇〇七年)。
- (17) 櫻木潤「平安時代初期の得度・受戒制度―空海の「出家入唐」をめぐる二種の太政官符を中心に―」(『ヒストリア』二〇八、二〇〇八年)。
- (18) 牧伸行注(15) 論文一〇七頁、櫻木潤注(17) 論文四二頁。
- (19) 嘉祥三年三月二日治部省牒は北白川宮家旧蔵文書(東京国立博物館保管)で、『平安遺文』巻九、四四五九号、嘉祥二年六月二日僧円珍僧位記(中務位記)は園城寺所蔵文書で、『平安遺文』巻九、四四五七号。
- (20) 嘉祥三年三月二日治部省牒と嘉祥二年六月二日僧円珍僧位記(中務位記)の理解については、小山田和夫「中務位記と治部省牒」(『智証大師円珍の研究』吉川弘文館、一九九〇年)、佐伯有清「円珍伝の校訂と注解」(『智証大師伝の研究』吉川弘文館、一九九二年)を参考にした。
- (21) 櫻木潤注(17) 論文四二、四三頁。
- (22) 武内孝善「空海はいつ長安を出立したか」(『高野山大学論叢』四二、二〇〇七年)。
- (23) 王勇「唐詩に詠まれた空海像」(『国文学解釈と鑑賞』六六一五、二〇〇一年)、同「空海に贈られた唐人の送別詩」(『アジア遊

学』二七、二〇〇一年)。

(24) 『顕戒論縁起』上には延暦二四年九月一六日付けの広円の伝法公験が収められており、これによって高雄山寺における最澄の灌頂授与の日付を知ることができる。『伝教大師全集』巻一や日本思想大系『最澄』に所収の『顕戒論縁起』は、その日付を延暦二四年「九月七日」と作るが、平安時代末期書写の青蓮院所蔵本『灌頂阿闍梨官官牒』所収の伝法公験では「九月一日」に作っており(久曾神昇編『不空三蔵表制集他二種』汲古書院、一九九三年)、本稿では九月一日説を採用する。

(25) 藺田香融「最澄とその思想」(日本思想大系『最澄』岩波書店、一九七四年)四八三〜四八四頁、高木諄元注(7) b著書二〇二〜一〇三頁、永村真「帰朝後の活動」(日本の名僧『山家の大師最澄』吉川弘文館、二〇〇四年)一一二〜一一三頁。

(26) 『伝述一心戒文』下にも「延暦年中、皇帝陛下、詔_二最澄・空海_一二師_一、訪_二天台・真言_一於大唐_一、求_二於西隣_一、詔_二和氣弘世_一、差_二二師_一遣_レ唐_一」とある。これによると、桓武は和氣弘世に命じて、最澄と空海を渡唐させたことになる。

〔付記〕本稿の内容の一部は、二〇〇七年一月九日(土)に關西大学以文館において行われた第四七回泊園記念講座において、「空海における東と西」と題して報告した。なお本研究の一部は、平成一八年度關西大学国内研究員研究費によって行った。